（その１）

全団体必要様式

収　支　報　告　書

7.2.19 佐賀県選挙管理委員会

令和　6　年分
（令和　年　月　日開催分）

（ふりがな）じゆうみんしゅとうさがけんさがしこうなしぶ

1　政治団体の名称　自由民主党佐賀県佐賀市等支部

2　主たる事務所の所在地　佐賀市大和町尼寺1763-23

3　代表者の氏名　留守哉幸

4　会計責任者の氏名　留守キヨ子

事務担当者の氏名　西久保順子

（電話）0952-64-8484

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☑ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類

資金管理団体の指定の期間
年　月　日から
年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
年　月　日から
年　月　日まで

備考１．「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在の状況により、いずれかに「✓」を記入すること。
２．「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合にのみ記載すること。
３．「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。なお、１月１日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。
４．「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ「✓」を記入すること。
５．「国会議員関係政治団体の区分」の欄の中の「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。
６．「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。なお、１月１日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。

全団体必要様式

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額　A		２	８４０	４２６
（前年からの繰越額）			１６９	１９５
（本年の収入額）		２	６７１	２３１
支出総額　B		２	５９４	３３２
翌年への繰越額　A－B			２４６	０９４

２　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金額			９６	２００
員数				６８

(2)　寄附	金額 十億	百万	千	円	備考
ア　寄附（イを除く。）の区分					
(ア) 個人からの寄附		１	８０	０００	
（うち特定寄附）				０	
(イ) 法人その他の団体からの寄附		２	３９５	０００	
(ウ) 政治団体からの寄附				０	
小計　(ア)＋(イ)＋(ウ)		２	５７５	０００	
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕				０	
イ　政党匿名寄附				０	
合計　（ア＋イ）		２	５７５	０００	

（その６）

(6) その他の収入

摘　　要	金　　額												備　　考	
				十億			百万			千			円	
この頁の小計												0		
１件１０万円未満のもの											3	1		
合　　計											3	1		

備考　１．１件当りの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載し、１件当りの金額が10万円未満のものについては一括してその合計金額を記載すること。
２．「摘要」欄には、その基因となった事実を具体的に記載すること。
３．「備考」欄には、年月日を記載すること。

（その７）

(7) 寄附の内訳											寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考						
遠田和夫			6	0	0	0	0	6.4.26	小城市小城町晴気437-1	行政書士				
笹川昭博			1	2	0	0	0	0	6.7.30	多久市南多久町大字多久1443-2	会社員			
この頁の小計			1	8	0	0	0	0						
その他の寄附								0						
合計			1	8	0	0	0	0						

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間５万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の５第１項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。４において同じ。）であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間５万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊟　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記１により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

（その７）

(7) 寄附の内訳													寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考								
有限会社 松石建設			6	0	0	0	0	6.2.29	佐賀市大和町松瀬4432-1	於保静枝						
株式会社 中野ホールディングス			6	0	0	0	0	6.2.15	佐賀市小ガエ2丁目11番23号	中野武志						
岩吉建設 株式会社			6	0	0	0	0	6.2.29	佐賀市大和町尼寺854-1	松園章						
株式会社 新大和観光			12	0	0	0	0	6.5.15	佐賀市大和町梅野124	宮原嘉奈子						
有限会社 田中庭樹園			6	0	0	0	0	6.1.26	佐賀市金立町金立1197-388	田中一則						
株式会社 グロー大			6	0	0	0	0	6.1.25	佐賀市神野東4丁目1-6	堀田直一						
株式会社 ファーストリバー			6	0	0	0	0	6.1.26	佐賀市富士町市川1328	野中拓実						
富士警備保障 株式会社			24	0	0	0	0	6.1.26	佐賀市鍋島町八戸溝1428-1	小原龍治						
株式会社 久富組			5	5	0	0	0	6.1.26	佐賀市富士町下熊川312	久富正人						
株式会社 日設工業			6	0	0	0	0	6.1.26	佐賀市大和町東山田3584-4	田代安弘						
株式会社 井手醤油本家			6	0	0	0	0	6.2.13	佐賀市久保泉町上和泉778-10	井手隆彦						
野中建設 株式会社			6	0	0	0	0	6.1.26	佐賀市富士町小副川2193-1	森永亘						
株式会社 豊田組			6	0	0	0	0	6.2.16	佐賀市三瀬村藤原3747	豊田幸正						
株式会社 江里口造園			6	0	0	0	0	6.2.29	佐賀市鍋島町八戸1637-4	江里口義章						
山口産業 株式会社			6	0	0	0	0	6.2.9	神埼郡上峰町坊所2512	山口裕久						
この頁の小計		1	13	5	0	0	0									
その他の寄附																
合計																

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間５万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の５第１項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。）であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間５万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊞　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記１により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

（その７）

(7) 寄附の内訳											寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考					
有限会社 福地石油			6	0	0	0	6.2.26	佐賀市八戸溝3-12-1	福地正美				
東洋開発 有限会社			12	0	0	0	6.1.29	佐賀市神野西3丁目12番14号	坂村一男				
西鉄旅行 株式会社				6	0	0	6.7.31	佐賀市駅前中央1丁目1-5	田島貴元				
株式会社 松永産業				6	0	0	6.1.26	佐賀市富士町古湯818	松永光司				
株式会社 サンエイト				6	0	0	6.1.26	佐賀市今宿町1-10	吉原孝良				
株式会社 本山建設			12	0	0	0	6.9.20	武雄市朝日町中野11403-3	本山泰宏				
有限会社 瓜田建設				6	0	0	6.5.31	佐賀市富士町古湯816	瓜田浩				
有限会社 東昇建設				6	0	0	6.1.25	佐賀市大和町東山田3444-8	土島隆廣				
株式会社 グリーン開発				6	0	0	6.2.9	小城市小城町岩蔵5335-8	吉原聡				
株式会社 池田建設				6	0	0	6.2.9	佐賀市大和町川上1743-1	池田伸司				
株式会社 川原建設				6	0	0	6.4.10	佐賀市富士町古湯3770-1	川原竜也				
有限会社 秋川商店				6	0	0	6.2.20	佐賀市大和町梅野1826-1	村川重信				
株式会社 富士建設			12	0	0	0	6.2.20	佐賀市富士町上熊川1181	山口隆秀				
五光工業 株式会社			12	0	0	0	6.2.7	佐賀市久保田町大字久保田1611	森永幸秀				
森永建設 株式会社			12	0	0	0	6.8.26	佐賀市久保田町徳万1081	森永満通				
この頁の小計		12	0	0	0	0							
その他の寄附													
合計													

備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間５万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の５第１項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。４において同じ。）であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間５万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。

2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊗　甲野太郎」というように記載すること。

4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記１により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

（その７）

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考			
佐藤警備保障株式会社			6	0000	6.2.20	北海道釧路市6丁目9-24	小原龍治				
この頁の小計			6	0000							
その他の寄附				0							
合計		2	3	9500							

備考
1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間５万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の５第１項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。）であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間５万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊞　甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記１により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

（その13）

3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目	金額	備考
1 経常経費		
(1) 人件費	1,234,800	
(2) 光熱水費	1,068,466	
(3) 備品・消耗品費	489,070	
(4) 事務所費	562,472	
小計	2,393,188	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	101,144	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	1,000,000	
(6) その他の経費	0	
小計	201,144	
合計	2,594,332	

備考　当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出の項目ごとにその額を「備考」欄に記載すること。

（その15）

この様式は政治活動費用です。

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 組織活動費（会議代）			
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	百万	千	円						
この頁の小計				0						
その他の支出			1	8 6 0 0						
合計			1	8 6 0 0						

備考　1．1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2．「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3．「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4．「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

（その15）

この様式は政治活動費用です。

(3) 政治活動費の内訳									項目別区分 組織活動費 （組織対策費）			
支出の目的	金額								年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億		百万		千		円					
この頁の小計								0				
その他の支出					8	2	5	4	4			
合計					8	2	5	4	4			

備考　1．1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2．「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3．「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4．「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

（その15）

この様式は政治活動費用です。

(3) 政治活動費の内訳												項目別区分 寄附、交付金（寄附）			
支出の目的	金額											年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億			百万			千			円					
寄附						1	0	0	0	0	0	6.1.10	留守我幸後接会	横浜市大和町1-2763-3	
この頁の小計						1	0	0	0	0	0				
その他の支出											0				
合計						1	0	0	0	0	0				

備考　1．1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2．「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3．「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4．「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

全団体必要様式

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が１００万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

全団体必要様式

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 2 月 19 日

政治団体の名称　自由民主党佐賀県第1選挙区支部

会計責任者の氏名　猪口キヨ子

代表者の氏名（解散の場合のみ）

（備考）

1　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類（例えば運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置（例えば署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りではない。

2　政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類（例えば運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置（例えば署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りではない。